

— 地震対策支援 —

耐震診断

耐震改修工事

建替え工事

除却工事



補助対象事業

補助の対象となる事業は次のとおりです。

	補助対象	区域要件	補助率	限度額
耐震診断	町の登録を受けた「木造住宅耐震診断資格者」に依頼する耐震診断費用	無し	補助対象の50%	6万円
耐震改修工事	耐震改修に要する費用（耐震改修設計費・工事費）	居住誘導区域内	補助対象の80%	115万円
		居住誘導区域外	補助対象の80%	69万円
現地建替え工事	現地建替えに要する費用（設計費・工事費）	居住誘導区域内	補助対象の80%	115万円
非現地建替え工事	非現地建替えに要する費用（除却工事費）	移転建替え後の住宅が居住誘導区域内	補助対象の23%	97.8万円
除却（解体）工事	除却（解体）に要する費用（除却工事費）	居住者が町内の耐震性を有する住宅に住替える場合のみ	補助対象の23%	97.8万円
耐震シェルターの設置	耐震シェルター設置に要する費用（工事費）	無し	補助対象の23%	23万円

申込受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年12月11日（金）

申込資格者

次の条件の両方を満たす方が補助金の交付対象者です

- 補助対象住宅の所有者または居住者
- 町税等を滞納していない方

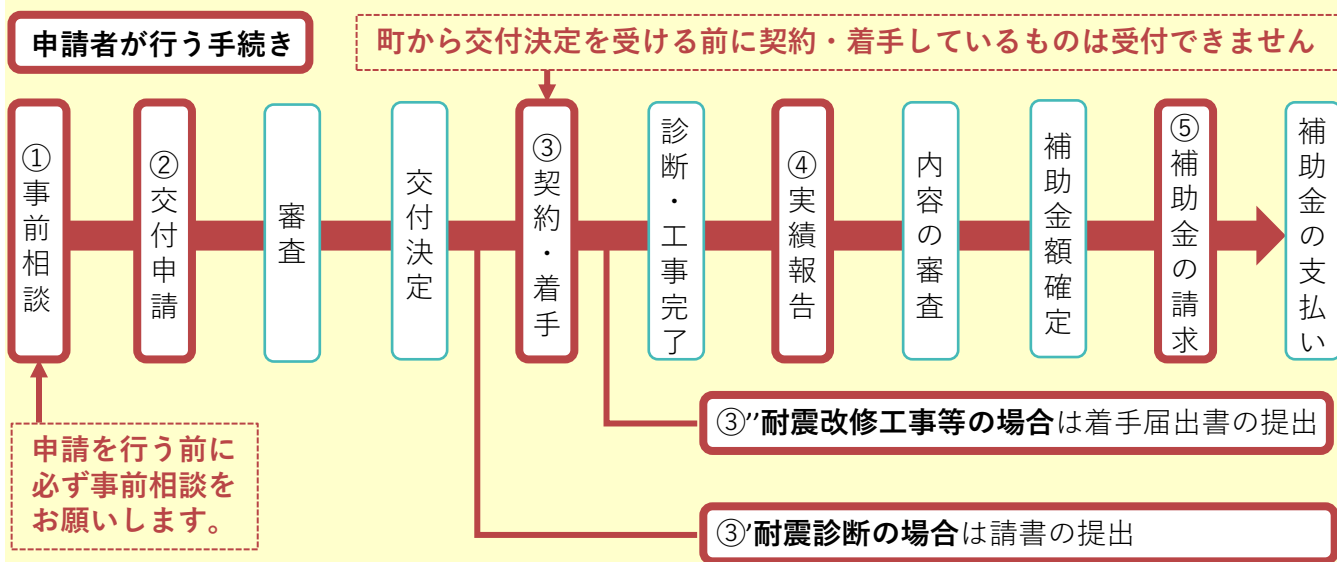
補助対象住宅

次の条件をすべて満たす住宅が補助の対象です

- 町内の木造一戸建て住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む）
- 1981年（昭和56年）5月31日以前に建築に着手したもの
- 地階を除く階数が2以下であるもの
- 構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であるもの
- 現に居住の用に供するもの（空家も対象）で売却を目的としないもの
- 敷地内にある道路に面するブロック塀に倒壊の危険性が認められる場合は状況を改善すること

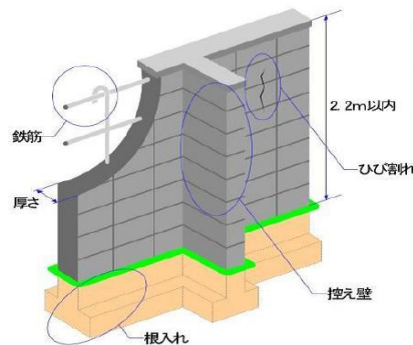
手続の流れ・申請方法

補助申請の手続きの流れは次のとおりです



受付方法や受付期間は、各年度によって異なりますので、ご注意ください。また、予算に限りがありますので、受付期間内であっても早期に終了することがあります。

海田町ブロック塀等
安全確保事業補助金と
一緒に補助を受けることができます



除却工事:15万円/建替工事:30万円まで

制度の詳細やのご相談については、次の窓口までお問い合わせください



〒736-8601

■お問い合わせ先■
海田町建設部まちデザイン課 建築営繕室

広島県安芸郡海田町南昭和町14-17

Tel : 082-823-3157

<https://www.town.kaita.lg.jp/>

町HPリンク

